（北海道漁業調整事務所に置く課等）

第五百五十条　北海道漁業調整事務所に、次の二課並びに漁業監督指導官十六人、上席漁業監督指導官一人及び資源管理推進官一人を置く。

（削る）

資源課

漁業監督課

（削る）

第五百五十一条　（略）

（瀬戸内海漁業調整事務所に置く課等）

第五百六十七条　瀬戸内海漁業調整事務所に、次の四課並びに漁業監督指導官三人、上席漁業監督指導官一人、資源管理推進官二人及び漁船検査官一人を置く。

総務課

調整課

資源課

漁業監督課

（総務課の所掌事務）

第五百六十八条　総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　漁業調整事務所の所掌事務に関する総合調整に関すること。

二　広報に関すること。

三　所長の官印及び所印の保管に関すること。

四　職員の人事並びに教養及び訓練に関すること。

五　公文書類の接受、発送、編集及び保存に関すること。

六　情報の公開に関すること。

七　経費及び収入の予算、決算及び会計に関すること。

八　国有財産の管理及び処分並びに物品の管理に関すること。

九　職員の福利厚生に関すること。

十　庁内の管理に関すること。

十一　前各号に掲げるもののほか、漁業調整事務所の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

（北海道漁業調整事務所に置く課等）

第五百五十条　北海道漁業調整事務所に、次の三課並びに漁業監督指導官十六人、上席漁業監督指導官一人及び資源管理推進官一人を置く。

総務課

資源課

漁業監督課

（総務課の所掌事務）

第五百五十一条　総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　漁業調整事務所の所掌事務に関する総合調整に関すること。

二　広報に関すること。

三　所長の官印及び所印の保管に関すること。

四　職員の人事並びに教養及び訓練に関すること。

五　公文書類の接受、発送、編集及び保存に関すること。

六　情報の公開に関すること。

七　経費及び収入の予算、決算及び会計に関すること。

八　国有財産の管理及び処分並びに物品の管理に関すること。

九　職員の福利厚生に関すること。

十　庁内の管理に関すること。

十一　前各号に掲げるもののほか、漁業調整事務所の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

第五百五十一条の二　（略）

（瀬戸内海漁業調整事務所に置く課等）

第五百六十七条　瀬戸内海漁業調整事務所に、次の四課並びに漁業監督指導官二人、上席漁業監督指導官一人、資源保護管理指導官一人、資源管理推進官二人及び漁船検査官一人を置く。

総務課

調整課

資源課

指導課

（総務課の所掌事務）

第五百六十八条　総務課は、第五百五十一条各号に掲げる事務をつかさどる。

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）